

◆旅行地・転出先での不在者投票◆

国内の出張や旅行、都内の他の区市町村への引っ越しなどで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会

で不在者投票ができます。不在者投票ができるのは、6月26日(土)～7月3日(土)です。投票用紙等の請求・送付は郵便による方法を用いますので、お早めにお手続きください。

(1) 投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。記載例(右図)を参考にして、便せん等に記入して請求してください。

※都内へ転出された方のうち、裏面に「不在者投票宣誓書(兼請求書)」が印刷された投票所整理券をお持ちの方は、そちらをご利用ください。

※請求書の様式は、新宿区のホームページからもダウンロードできます。

※投票用紙等は電子メールやファックス、電話での請求ができません。郵便で請求してください。

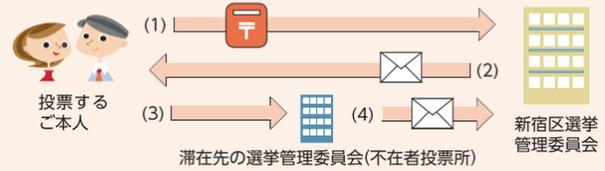
(2) 請求書が新宿区選挙管理委員会に到着後、告示日の6月25日(金)以降に(26日(土)以降に到着した分については、受付が済み次第)「投票用紙の送付先」にレターパックプラスで投票用紙等をお送りします。

(3) 滞在先(転出先)の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票をしてください。

※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。

※不在者投票所の場所や投票できる日時は自治体によって異なりますので、事前に滞在先(転出先)の選挙管理委員会にご確認ください。

(4) 投票用紙等は滞在先(転出先)の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(7月4日(日))を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。



【記載例】 投票用紙等請求書

私は令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙の当日、〇〇(投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。

このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和3年〇月×日

- 1 氏名(ふりがな)
2 生年月日
3 新宿区での住所
4 投票用紙の送付先
5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

投票用紙の請求先 新宿区選挙管理委員会 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

◆身体の不自由な方には◆

○代理投票

心身の故障等で、投票用紙に自書できない方は、投票所・期日前投票所の係員が補助者としてお手伝いします。ご希望の方は、係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますのでご安心ください。

○点字投票

目が不自由な方は点字投票ができます。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。

○その他

すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・拡大鏡・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等を用意しています。車いすのまま利用できる記載台もあります。必要な方は、係員にお申し出ください。

◆指定病院等に入院・入所している方の不在者投票◆

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設にお問い合わせください。新宿区内の指定病院・施設は下表のとおりです。

Table with 2 columns: Hospital/Institution Name and Address. Lists various facilities like 慶應義塾大学病院, 大久保病院, etc.

◆郵便等による不在者投票◆

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、6月30日(水)まで(※)に投票用紙等の請求をすることにより、郵便等による不在者投票ができます。

また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。

詳しくは区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

Table with 3 columns: Hand type (手帳の種類等), Content (内容), and Grade (等級等). Lists conditions for postal voting eligibility.

※請求期限(6月30日(水))を過ぎてからは、今回の東京都議会議員選挙の投票用紙等は請求できません。お早めにお手続きしてください。

◆投票所への移動に関する支援◆

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、難病等でも支援が受けられる場合があります。介護保険の「要介護」・「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

- 視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・これらに準ずる難病等の方
介護保険の「要介護」の認定を受けている方
介護保険の「要支援」の認定を受けている方または介護予防・生活支援サービス事業対象者の方

◆選挙公報を配布します◆

7月3日(土)までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な施設にも置きます。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。こちらでも区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

※東京都選挙管理委員会ホームページ(https://www.r3togisen.metro.tokyo.lg.jp/)でも選挙公報がご覧になれます。公開は6月28日以降の予定です。新宿区のホームページからもご覧になれます。

◆投票・開票速報◆

開票は7月4日(日)午後8時45分から、新宿コスミックスポーツセンター(大久保3-1-2)で行ないます。

投票・開票の速報は、投票日当日に新宿区のホームページでご覧いただけます。

なお、東京都全体の投票結果については東京都選挙管理委員会のホームページをご覧ください。